

紀美野町総合事業・訪問型サービスの頻回な利用にかかる取扱いについて

○概要

総合事業の開始に伴い、対象者である要支援1、要支援2、事業対象者においては、身の回りのことがおおむね可能と思われる状態像であることから、訪問型サービスを週3回利用する場合は事前の相談と申し出を求めることとなりました。これは個々の利用者の状態の把握と必要に応じた利用者への要介護申請の勧奨、利用者の状態像に即した総合事業内容の充実を図ることを目的にしています。

○対象となる者

要支援2もしくは事業対象者で、訪問型サービスによる週3回の支援が必要な者

○利用までの流れ

- ① アセスメントの結果、週3回の支援が必要と判断
- ② 介護予防サービス・支援計画表原案の作成
(必要性と利用によって課題・現状の改善をどう図るかを記載)
- ③ 地域包括支援センターへ事前の相談(原案を提出)
- ④ サービス担当者会議にて、サービス内容を検討
- ⑤ 合意形成・利用者へ計画表の交付後、申出書を保健福祉課に提出

○提出書類

「第1号訪問事業の頻回な利用にかかる届出書」(裏面)

—添付書類—

- *生活行為への意欲を把握するためのアセスメントシート(写)
- *介護予防サービス・支援計画表(写)
- *介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録
(サービス担当者会議の要点を記載したもの)

○留意事項

- ※サービス担当者会議前に利用した場合や、事前の相談と届出書が未提出の場合は、特別な事情を除き給付対象外となりますので、ご注意ください。
- ※平成30年4月以前から訪問型サービスAを週3回利用している場合、遡っての提出は不要ですが、更新などサービスの見直し時には同じ手続きが必要です。
- ※平成30年10月より、介護給付の訪問介護において、回数の多い訪問介護(生活援助中心型)は市町村への届出が必要になります。この取扱いはそれに準じたものとする予定ですので、今後見直す可能性があります。

○提出・お問い合わせ先

紀美野町役場 保健福祉課
平成30年3月

電話：073-489-9960